

静岡県農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和6年1月

静岡県

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の総面積のうち約76%は森林であり、その面積は107,199ha（私有林102,966ha、国有林4,233ha）となっています。また、人工林のうち、36年生以上の利用可能な林分が94%を占め、そのうち標準伐期齢（45年以上）を越えた林分が88%あり、資源として十分成熟しています。

一方で、林業を取り巻く環境は、これまでの材価低迷などにより林業経営が大変厳しい状況にあり、農業センサスによれば、2005年に882あった林業経営体が、2015年では376と10年間で半数以下となっています。林業経営体の減少は、1つの経営体が整備する人工林面積の拡大を招き、十分な管理ができず適正な森林整備にも影響を及ぼすこととなります。

このような中、市内では、令和3年4月より複数の林業家が協力して、森林整備により森林内に放置されている未利用間伐材を木質チップにしてバイオマス発電事業を実施しているところです。

当該事業は、適切な森林整備のみならず、林業従事者の所得向上や新たな雇用の創出など、地域に様々な波及効果をもたらすことが見込まれます。

今後、当該木質バイオマス発電事業を起点にしながら、未利用の地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用していくことを通じ、林業従事者の所得向上や新たな雇用創出へと繋げ、農林業の活性化に努めます。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積（㎡）	備考
A	静岡市清水区高山字前沢 835-1、 2、2-2、3、5、836-1、2	雑種地	991	

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	110kW	55kWを2基設置

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と合わせて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当区域なし	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組の内容	備考
A	<p>設備整備事業者が、木質バイオマス発電事業の実施にあたり、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 発電の燃料となる木質チップの原料について、未利用材を積極的に活用することで、本市の地域循環共生圏の取組に貢献する。</p> <p>(2) (1) の取組にあたり、原料を長期的かつ安定的に購入することで、本市の森林整備の促進及び林業所得の向上に貢献するとともに、発電に伴い生じる熱の有効活用について調査研究を行う。</p>	<p>地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。</p>

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項

(1) 目標

木質バイオマス発電事業では、森林整備に伴い発生する未利用間伐材を燃料とする発電施設を適切に運営することで、年間で約 776, 000kWh の再生可能エネルギー電気を発電し、林業家の所得向上を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（稼働状況等）を本市に報告することとする。なお、目標が達成されない場合、原因分析を行い必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項無

10. その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることを確認する。

また、設備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取消し

設備整備計画の内容に沿った事業が実施されず、また、是正の指導後においても改善の見込みがない場合は、設備整備計画の認定を取り消し、その事実を公表することとする。

(4) 地域住民との良好な関係の構築

設備整備事業者と地域住民等との間に諸問題が発生した場合は、設備整備事業者は本市にその内容を報告するとともに、問題解決に向けた努力を行い地域住民との良好な関係の構築に努めるものとする。

(5) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。